

医薬総発 0307 第 2 号
令和 7 月 3 月 7 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公 印 省 略)

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る
財産処分の取扱いについて

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 7 年 3 月 7 日医薬総発 0307 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「実施要領」という。）により取り扱っているところであるが、今般、実施要領第 5 の 1（3）に定める電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る財産処分の詳細について、下記のとおりとするので通知する。

記

第 1 承認の手続

1 申請手続の原則

保険医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 86 条第 1 項に規定する「保険医療機関等」をいう。）が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間（以下「法定耐用年数」という。）内に社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が交付した補助金に係る財産（事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産）（以下「補助対象等財産」という。）の処分（以下「財産処分」という。）を行う場合には、支払基金の理事長に別紙様式 1 の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

なお、支払基金の理事長の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から 1 ヶ

月以内に、別紙様式3により支払基金の理事長に財産処分が完了した旨の報告を行う。

また、別紙様式3の財産処分完了報告書には財産処分の確認書類の添付が必要となるが、当該確認書類の添付ができない場合は、添付出来ない理由及び財産処分の承認通知に基づく財産処分を行ったことに相違ない旨を記載した申立書を添付すること。

(注1) 財産処分の種類

譲渡：補助対象等財産の所有者の変更。

交換：補助対象等財産と他の保険医療機関等の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象等財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

廃棄：補助対象等財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続が必要である。

(注3) 法定耐用年数を経過した場合には、この通知で定める手続を要しない。

2 申請手続の特例

災害若しくは火災により使用できなくなった補助対象等財産の廃棄であって別紙様式2により支払基金の理事長への報告があったものについては、1にかかわらず、支払基金の理事長の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。なお、第1の1の別紙様式3の提出は要しない。

第2 支払基金への返納に関する承認の基準

1 保険医療機関等が行う財産処分

(1) 支払基金への返納に関する条件を付さずに承認する場合

保険医療機関等が行う次の財産処分については、支払基金への返納に関する条件を付さずに承認するものとする。

① 第1の2に規定する財産処分

② 次の場合に該当する財産処分

ア 無償譲渡、無償貸付又は交換の後に他の保険医療機関等において電子処方箋管理サービスの実施に使用する場合

イ 保険医療機関等の施設等を整備するために、廃棄を行うことが必要な場合
(建て替えの場合等)

ウ 開設者の死亡又は病気、高齢等の開設者の責に帰さない事情等によりやむを得ず廃止（廃業）することとなった場合であって、かつ無償譲渡により他の保険医療機関等での電子処方箋管理サービスの実施に使用することも困難であり、廃棄を行うことが必要な場合

（２）支払基金への返納に関する条件を付して承認する場合

上記以外の譲渡、交換、貸付及び廃棄については、支払基金への返納に関する条件を付して承認するものとする。

（３）再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

1（１）②アの場合には、再処分に関する条件（残りの法定耐用年数を経過するまでの間は、支払基金の理事長の承認を受けないで当該補助対象等財産（交換の場合には、交換により得た補助対象等財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この通知に基づき取り扱う。この場合、補助金の交付の目的のために財産処分前に使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

2 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分に係る返納金（以下「財産処分返納金」という。）を支払基金に返納させることを条件として承認するものとする。

（１）補助金の対象となる財産（以下「補助財産」という。）を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

（２）保険医療機関等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

第3 財産処分返納金の額

1 支払基金への返納に関する条件を付された譲渡、交換、貸付及び廃棄

支払基金への返納に関する条件を付された譲渡、交換、貸付及び廃棄の財産処分返納金額は、残存年数返納金額（処分する財産に係る補助金額に、当該財産の法定耐用年数に対する残存年数（法定耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額をいう。）とする。

2 担保に関する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分返納金の額は、残存年数返納金額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

第4 財産処分申請の承認及び通知

支払基金は、第1の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請の内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る財産処分を承認すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式4により財産処分申請の承認を通知するものとする。

第5 財産処分返納金の納付通知

支払基金は、第1の財産処分の完了報告があったときは、報告内容を確認し、返納額を確定のうえ、完了報告者に対して別紙様式5の財産処分返納金納付通知書により通知をするものとする。

また、当該財産処分返納金納付通知書と合わせて納付書（払込用紙）も合わせて送付するものとする。

【参照】

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（厚生労働省大臣官房会計課長通知）

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード		点数表コード	
医療機関コード			

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る財産処分について

標記について、「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の第5の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類

 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 廃棄

2 処分の概要

補助交付年月 西暦 年 月

補助額全体 円

補助相当額（処分に係る部分の額） 円

法定耐用年数 年

経過年数 年

処分の内容

処分子定年月日 西暦 年 月 日

<譲渡、貸付及び交換の場合>

譲渡、貸付及び交換先の保険医療機関等

都道府県コード		点数表コード		医療機関コード	
---------	--	--------	--	---------	--

保険医療機関等名称		開設者氏名	
-----------	--	-------	--

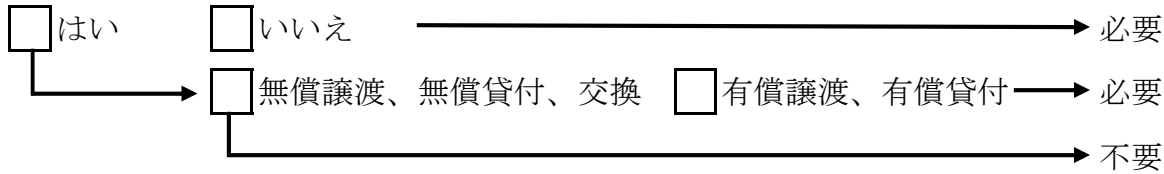
所在地	〒
-----	---

電話番号	
------	--

3 経緯及び処分の理由

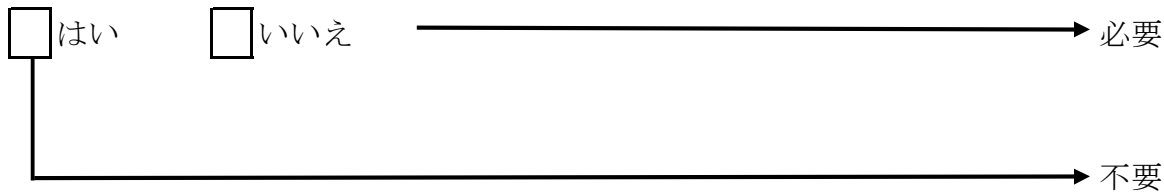
4 承認条件としての返納金の要否

譲渡、貸付及び交換後に他の保険医療機関等において電子処方箋管理サービスの実施に使用する



建て替え等により保険医療機関等の施設等を整備するために、やむを得ず廃棄を行う または、

開設者の死亡又は病気、高齢等の開設者の責に帰さない事情等によりやむを得ず廃止（廃業）することとなった場合であって、かつ無償譲渡により他の保険医療機関等での電子処方箋管理サービスの実施に使用することも困難であり、廃棄を行う



5 添付資料

- ・電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書*
- ・建て替え等により保険医療機関等の施設等を整備するためにやむを得ず廃棄を行うこととなった事情に関する資料
- ・開設者の死亡又は病気、高齢等の開設者の責に帰さない事情等によりやむを得ず廃止（廃業）することとなった事情に関する資料
- ・その他参考となる資料

*保管されていない場合は交付額等を確認できる決算書等でも可

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード		点数表コード	
医療機関コード			
保険医療機関名称			
開設者氏名			
所在地		〒	
電話番号			

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る財産処分について

表記について、「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の第5の規定により付した条件に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類

 災害若しくは火災により使用できなくなった補助対象等財産の廃棄

2 処分の概要

補助交付年月 西暦 年 月補助額全体 円補助相当額（処分に係る部分の額） 円法定耐用年数 年経過年数 年

処分の内容

処分子定年月日 西暦 年 月 日

3 経緯及び処分の理由

4 添付資料

- ・電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書*
- ・その他参考となる資料

*保管されていない場合は交付額等を確認できる決算書等でも可

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード		点数表コード	
医療機関コード			

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る財産処分完了報告について

年 月 日 発第 号により承認された表記の財産処分につきましては、別添のとおり完了しましたので報告します。

別紙様式 4 (1) [返納金なしの場合]

西暦 年 月 日

医療機関・薬局名等
開設者氏名

様

社会保険診療報酬支払基金理事長

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した
補助対象等財産に係る財産処分申請の承認通知書

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る財産
処分申請については、下記のとおり承認したので、通知します。

記

- 1 財産処分返納金の額 金 一 円
- 2 この財産処分返納金の額の算定は、「電子処方箋管理サービス関係補助金に
より取得した補助対象等財産に係る財産処分の取扱いについて」(令和7年3
月7日医薬総発0307第2号)に定める算定方法により行うものです。
- 3 財産処分を完了したときは、1ヶ月以内に社会保険診療報酬支払基金理事
長に様式3財産処分完了報告の提出が必要です。
- 4 その他

別紙様式 4 (2) [返納金ありの場合]

西暦 年 月 日

医療機関・薬局名等
開設者氏名

様

社会保険診療報酬支払基金理事長

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した
補助対象等財産に係る財産処分申請の承認通知書

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る財産
処分申請については、下記のとおり承認したので、通知します。

記

- 1 財産処分返納金の額 金 円
- 2 この財産処分返納金の額の算定は、「電子処方箋管理サービス関係補助金に
より取得した補助対象等財産に係る財産処分の取扱いについて」(令和7年3
月7日医薬総発0307第2号)に定める算定方法により行うものです。
- 3 財産処分返納金は、社会保険診療報酬支払基金理事長が別に定める日まで
に納付しなければならないものとします。
- 4 財産処分を完了したときは、1ヶ月以内に社会保険診療報酬支払基金理事
長に様式3財産処分完了報告の提出が必要です。
- 5 その他

別紙様式 5

西暦 年 月 日

医療機関・薬局名等
開設者氏名 様

社会保険診療報酬支払基金理事長

電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した
補助対象等財産に係る財産処分返納金納付通知書

年 月 日 号により承認した標記の財産処分につきましては、「電子処方箋管理サービス関係補助金により取得した補助対象等財産に係る財産処分の取扱いについて」(令和 7 年 3 月 7 日医薬総発 0307 第 2 号) 及び 年 月 日付財産処分完了報告に基づき、納付額を金 円と定めたので、年 月 日までに納付しなければならないことを通知します。

<納付先>

銀行名	●●●●銀行
店名	●●●●店 (金融機関コード●●●●)
預金種目	●●
口座番号	●●●●●●
口座名義	●●●●●●
納付額	●●●●●●●円

- (1) 銀行窓口等を利用せずにインターネットバンキング等を利用した振込でも差し支えありません。
- (2) 振込手数料は納付者の負担となります。
- (3) 納期日までに納付しなかった時は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金額に民法第 404 条の規定による割合 (法定利率 年●%) で計算した延滞金の納付が必要となります。